初期における庄園の再編 金剛峯寺領紀伊国官省符庄の場合

山陰加春夫

Shoen Configuration in the Early Muromachi Period: Kongobu-ji Ryo Kiinokuni Kanshofu-sho

はじめに

●内乱の終結と大検注の再開

❷神通寺における百姓らの誓約

「検注目録」の作成

6分田支配

③応永三年の高野枡●分島支配

おわりに

[論文要旨]

一四世紀末~一五世紀中葉における高野山金剛峯寺の同寺領膝下諸庄園に対する 「大検注」とそれに基づく「分田・分畠・在家支配」システムとが十分に峻別されていない。 「分田・分畠・在家支配(=寺僧や庄官らに対する供料地等の配分)」システムと、それと対を成すはずの同寺の「年貢・公事収納」システムとが十分に峻別されていない。本稿は、かかる問題意識に立って、一四世紀末期における金剛峯寺の同寺領紀伊国 本稿は、かかる問題意識に立って、一四世紀末期における金剛峯寺の同寺領紀伊国 で省符庄に対する「分田・分畠・在家支配」システムと構築過程、及びその在り方を については、これまで多くの貴 を関係注した。けれども、従来の当該研究においては、金剛峯寺の に当びていては、これまで多くの貴 を関係注した。

それに伴う支配体制の再構築」において、金剛峯寺側が村ごとの「名寄帳」を主体的よる限り、応永元~同三年(一三九四~九六)の同庄に対する「大検注のやり直しと

本稿での検討を通じて明らかになった最大の論点は、現存する官省符庄関係史料に

能性のあることをも暗示していよう。
に作成した形跡がまったくない、という点である。このことは、村ごとの「名寄帳」に作成した形跡がまったくない、という点である。このことは、村ごとの「名寄帳」に作成した形跡がまったくない、という点である。このことは、村ごとの「名寄帳」に作成した形跡がまったくない、という点である。このことは、村ごとの「名寄帳」に作成した形跡がまったくない、という点である。このことは、村ごとの「名寄帳」に作成した形跡がまったくない、という点である。このことは、村ごとの「名寄帳」に作成した形跡がまったくない、という点である。このことは、村ごとの「名寄帳」に作成した形跡がまったくない、という点である。このことは、村ごとの「名寄帳」に作成した形跡がまったくない、という点である。このことは、村ごとの「名寄帳」

はじめに

位を保っている。 の中にあって、熱田 公氏の次のような見解は、今なお通説的な地域に対する「大検注」とそれに基づく「分田・分畠・在家支配」につい域に対する「大検注」とそれに基づく「分田・分畠・在家支配」につい域に対する。 (8)

(傍線は引用者。以下同様)

すなわち、近時の小山靖憲氏の論文においても るが、 特定の田畠を指定し、これを領主権の構成者である寺僧や荘官らに 分の配分換えを意味している。このように、すでに検注の段階から 畠を支配せず、 あった。これは、高野山領の膝下荘園では、 分した免家制度 成立したのか不明な点が多いが、在家役の収取権を寺僧や荘官に配 配分を受けた。 機械的に配分され 知行地として配分してしまう方式は、一般に分田支配と呼ばれてい して配分する方法がとられていたためであり、「結直し」とは、 「大検注」の最大の目的は、下地を交合し、「結直し」を行うことに 分田は下地の経営とは関係なく、 山上・山下の寺院や寺僧あるいは荘官などに給分と このような特異な支配方式がいつ、 知行者は分田切符にもとづいて年貢・公事銭の これは荘園の成立当初からみられる――と深い 土地の肥瘠などを考慮して 金剛峯寺が一元的に田 どのようにして

関係があるように思われる、

である。(含)とあって、前掲・熱田見解は基本的に踏襲されていることが知られるのとあって、前掲・熱田見解は基本的に踏襲されていることが知られるの

ども、 地支配 合の える 究動向が出来する大きな要因となってきたのではあるまいか。 領膝下諸庄園に対する「在地支配」の在り方の「特異」性を強調する ステムと、それと対を成すはずの同寺の「年貢・公事収納」システムと 「分田・分畠・在家支配 (=寺僧や庄官らに対する供料地等の配分)」シ 持たせてきたのではないであろうか。そしてこのことが、金剛峯寺の そこに「統治する」という意味は含まれていない、と考えている。けれ おいて、「分田支配」・「分畠支配」・「在家支配」という史料用語中に見 う点である。筆者は、一四世紀末~一五世紀中葉の金剛峯寺関係史料に を、しばしば同一視、または混同し、かつ、いたずらに金剛峯寺の同寺 「分田・分畠・在家支配」という場合の さて、 「支配」なる語は、あくまでも「配分する」という意味であって、 「支配」なる語に、ともすると「配分する」・「統治する」の両義を 従来の当該研究においては、 (=統治)」の意味をも含ませがちであったのではないか、と 今、 筆者が特に問題にしたいのは、 「分田・分畠・在家支配」という場 「支配」なる語に、 従来の当該研究においては とかく

えているのである。ステムとを、ひとまず峻別して考察することが何よりも大切であると考文配」システムと、それと対を成すはずの同寺の「年貢・公事収納」シ筆者は、今後の当該研究においては、金剛峯寺の「分田・分畠・在家

省符庄関係史料。幸い近年、『かつらぎ町史』古代・中世史料編や和多一を目的とする研究ノートである。素材とするのは、金剛峯寺領紀伊国官支配」システムの構築過程、及びその在り方を史料的に再確認することおける高野山金剛峯寺の同寺領膝下諸庄園に対する「分田・分畠・在家おける高野山金剛峯寺の同寺領膝下諸庄園に対する「分田・分畠・在家本稿は、右のような問題意識に立って、一四世紀末~一五世紀中葉に

ことを負いつつ、以下、考察を進めることにしよう。が)数多く翻刻されている。両者に依拠し、かつ先学の諸研究に多くの既刊関係史料が網羅されるとともに、未刊関係史料が(すべてではない既刊関係史料が網羅されるとともに、未刊関係史料が(すべてではない秀乘編「旧御影堂蔵 金剛峯寺領検注帳」(一)~ (三)が刊行され、

礼申し上げたい。 る「かつらぎ町史編集委員会」の諸氏に、この場をお借りして、厚くおふ、格別のご高配を戴いてきた��渡辺(広・小山靖憲両先生を初めとすめの予備的作業として作成したものである。長期に亘って、多大のご教めの予備的作業として作成したものである。長期に亘って、多大のご教

●内乱の終結と大検注の再開

承認を、その内容とするものであった。「旧領」、すなわち「御手印縁起」四至内の全領域に対する一円支配権の峯寺宛てに下した。これは、「祖師空海が朝廷から賜った」と称するれる裁定(元弘三年一〇月八日「後醍醐天皇綸旨案」V―三七)を金剛れる裁定(一三三三)一〇月、後醍醐天皇は、「元弘の勅裁」と呼ば

取する体制を実現するべく、必死の努力を続けていた。内に形成されてきている各物庄から、できる限り直接に年貢・公事を収内に形成されてきている各物庄から、できる限り直接に年貢・公事を収園群に対する一円支配を一定程度、断念するかわりに、膝下諸庄園(=と非学衆とを含む)は、この「元弘の勅裁」を奇貨とし、以後、遠隔庄と非学衆とを含む)は、この「元弘の勅裁」を奇貨とし、以後、遠隔庄と非学衆とを含む)は、この「元弘の教力を続けていた。

証する」ことを宣言する諸指示であった。つまり、同寺の衆徒らは、当も、それらの機能は、同寺が有する圧倒的な検断力によって最終的に保のうちで、最も重要なものは、「惣庄の自治機能を最大限に認めながら同時期、同寺の衆徒らが膝下諸庄園に対して打ち出していった諸政策

ざしていたのである。制」をあたう限り構築することを通じて、同寺の「全き生き残り」をめ制」をあたう限り構築することを通じて、同寺の「全き生き残り」をめ該時期、膝下諸庄園内に、「惣庄の自治機能に基本的に依拠する支配体

八日「志賀郷・花坂村在家帳」VI―八一)。 二年一一月一四日「古沢郷畠正検帳」和多「検注帳」二〇、同年一二月 会大検注を、それぞれ一通り終えていた(建武五年八月一六日「渋田庄 る大検注を、それぞれ一通り終えていた(建武五年八月一六日「渋田庄 でいた(一三六七)には六箇七郷内の古沢郷・志賀郷・花坂村に対す でいた(建武五年八月一六日「渋田庄 でいた)と正平一一年「渋田庄 でいた)と正平一一点に対する大検注を、また正 でいまうな中にあって、金剛峯寺は、たとえば、建武五年(一三三

よう 待たねばならなかった。 それに伴う支配体制の再構築」が表明された(正平二二年九月一四日 内乱のさなかで、 て内乱が終結し、かつ、室町幕府―守護体制が確立する室町時代初期を 衆徒一味契状」Ⅱ―四九一)。しかしながらその実施は、紀伊国にお 分すべき)」ことが評議されているのは、そのことを端的に物語ってい(エン 「官省符、大検注帳を以て結い直さるべき(=寺僧らの供料地等を再配 受けられる。延元二年から三年後の暦応三年(一三四〇)に、早くも その支配秩序は、内乱の深化に伴って、急速に混乱していったように見 「金剛峯寺衆徒一味契状」Ⅱ--四七五、元中元年一二月七日「金剛峯寺 三三七)に、一旦、 けれども、膝下最大の庄園である官省符庄については、 (延元二年九月三日「官省符庄在家支配帳」Ⅱ―四四四)、その後、 (暦応三年五月一九日「金堂集会評定事書」 幾度となく、 大検注とそれに伴う支配体制の構築が行われたもの 官省符庄に対する「大検注のやり直しと Ⅱ―四五五)。この後 延元二年

第一条に、前掲・元中元年(一三八四)一二月七日「金剛峯寺衆徒一味契状」の

_
官省符年貢
$\widehat{\parallel}$
延元
一年ヵ)
大
検
注回
/検注以後、
或
W
は
或いは山成
///

るの間、 ŋ 曲 (=不正) に依って、下地等は失墜せしめ、料足は有名無実とな 川成り等の不作に依って、或いは山上の代官・山下の作人の私 住山の資縁は年を追って闕乏せしむと云々、

0)

とあるのは、 官省符庄の支配体制を破綻させていったことを示し、続く第二条に、 内乱に事寄せて暗躍する山上の代官や山下の作人たちの「私曲」 諸衆 下地交(校)合(=検注)の時 (下地交合を) 打ち捨て帰山ありて、 (=出頭) (=衆徒正員)に披露せしめ、 南北朝内乱期に、 御願を止めて、厳重にその沙汰あるべき事 せしめざるの輩、 政情不安や気候不順のもたらす「不作」 出で来らば、奉行衆 (=検注使) (中略)もし異義(議)を申して出 案内を公方(=公儀、 (異議・不出頭の者の)名字を 公権力 は が

後ろ盾とすることなしには、決して、山上・山下の検注反対派を抑えて、 とあるのは、 大検注をやり直すことができなかったことを語っている。 当該時期、金剛峯寺の衆徒らが、しっかりとした公権力を

応永元年(一三九四)の一一月から実施されるのである。 積家から発見された応永三年(一三九六)六月「官省符庄百姓等申状 官省符庄に対する「大検注のやり直しとそれに伴う支配体制の再構 ところで、ここで特に注目されるのは、 は、 南北朝の合一が実現した明徳三年(一三九二)の二年後、 室町幕府内の実力者である大内義弘が紀伊国守護に就任し、 近時、高野口町九重の岡本善 すなわち か

きの由、 に非例をお止め候わば、 (前略) この度、ご検注候わば、諸事は往古の如くにお改めあるべ 承り及び候の間、 お山のためにお目出たく候。 百姓らは安堵の思いを成し候いき。 百姓ら、 畏な 一向

中の、

次のような文章である。

この史料を紹介した高橋 官省符庄の百姓等が結集して、政所を運営する四庄官の非法を、 修氏は、この「申状案」の性格について、 庄

> 四庄官(=高坊・田所・亀岡・岡の各氏)の種々の「非法」 された(状況によっては止めどもなくエスカレートする危険性のある) が窺えよう。すなわち、 と述べているが、右に引用した文章からは、 ゆえにこそ、この大検注の実施を承認したのである かつ、それ以前の健全な庄園領主経営が「復活」することを期待したが 大検注が、 園領主の高野山金剛峯寺に訴えた申状の案文である 百姓らの期待と承認とを俟って、 官省符庄の百姓らは、 応永元年に始まる官省符庄 南北朝内乱期以降に展開 初めて可能であったこと が停止され

できた、といえよう。 「非法」停止と健全な庄園領主経営「復活」 般住民たちの広範な支持を得ることによって、 その意味では、応永元年に始まる官省符庄の大検注は、 ―守護体制という公権力を後ろ盾とし、 とを期待する)官省符庄 もう一方で 初めて実施することが (在地有力者の 方で室町幕

府

❷神通寺における百姓らの誓約

て、 総鎮守である七社明神の神宮寺)に集合した。そして、その神前にお 金剛峯寺の命によって、 応永元年 (一三九四) 現九度山町慈尊院にある神通寺 一一月一六日、 官省符庄二〇か村の百姓らは、(20) (=官省符庄の

らず。 かかる地租)ともに、 を指すか)并びに在家 この度のご検注の事に就きて、百姓らにおいては、 有り目に任せて、 少分たりと雖も、 (=屋敷とその付属耕地)・桑代 悉く申し上ぐべきものなり、 相互に見隠し聞き隠すべか 地本 (=田・畠 (= 桑畠に

との誓いを立てた。

同日の「二十村百姓等起請文案」 正文においては、護法 (=牛玉宝印) (Ⅱ—四九三) の裏にこれを書き、 の袖に 神

○大本とこれにはなる。、つから「一株申べ」という野り方法であるがして灰にされ、その灰を溶かした水を、二○か村の百姓らがそれぞれ廻と記されていることからすると、この起請文の「正文」は、神前で燃や返記寺のご宝前において、麗水を以てこれを呑む、

とこ、『終り食店に有にらいます。また、見也に、可じら人前に、手る「罰言」のとおりに、恐ろしい神罰が下るはずであった。もしこの誓いを破った場合には、その人には、この起請文に書かれていし飲みしたことになる。いわゆる「一味神水」という誓約方法であるが、

家(=金剛峯寺)において、また、実際の検注に当たる奉行衆もまた、現地に下向する以前に、寺また、実際の検注に当たる奉行衆もまた、現地に下向する以前に、寺

追従・賄賂に就いて、偏頗・矯飾を存ずべからず。はたまた、山

上・山下の諸人の語らいを得るべからざる由

なっていたのである。

破った場合にも、百姓らの場合と同様に、恐ろしい神罰が下ることに破った場合にも、百姓らの場合と同様に、恐ろしい神罰が下ることにの起請文に同じ」という文言があるところからすると、奉行衆が誓いを味契状」第一○条)。前掲「二十村百姓等起請文案」に、「罰言は奉行衆の起請文を認めていたと考えられる(前掲・元中元年「金剛峯寺衆徒一

❸官省符庄大検注の原則

「結い直し」の手順と方法を整理しておくことにしよう。用し、次にそれらの条文から窺われる同年間の官省符庄の大検注、及びたと考えられる。そこで以下、まず同「契状」の関係条文を抜粋して引なと考えられる。そこで以下、まず同「契状」の関係条文を抜粋して引ところで、応永元~同三年の官省符庄に対する「大検注のやり直しとところで、応永元~同三年の官省符庄に対する「大検注のやり直しと

①一 (前略)諸衆一同の義(儀)を以て、面々身上の大事を存じ、

- 荒・不作・新田・新畠たりと雖も、悉く帳に付くべし。 并びに地主・作人は、田頭に立ち、これを明かすべし。たとい②一 下地交合の時は、本の村切り土帳を以て、奉行衆(=検注使)
- 語らいを得て、新募・増減あるべからざる事。(=変)え篇を易えて、山上・山下の神社・仏寺・人用等、人の支配の員数においては、延元年中の配分数に任すべし。色を易え)、村切り次第に支配あるべし(=一村を単位として配分せよ)。(④) この度、結い直さるの時は、村々の田・畠を勘え(=調べ考)
- しむべき事。 (=一反あたりの年貢高)を定め、公事銭を当て、未来際に到ら⑤一 田・畠ともに、上・中・下の三品(=三等級)を以て、斗代
- ⑥一 在家も同じく交合ありて、免家に結わるべし。もし家なしと雖
- (=熟地)に結い加うべき事。 ①一 荒・不作たりと雖も、帳に載するの上は、薄(=薄地)を広
- を新しく開くにおいては、沙汰の限りにあらざる事。自今以後は堅く停止すべし。ただし、往代より以来の眼前の荒野⑧一 水入りの田・畠を以て、新田・新畠と号し、没収せしめるの条
- 池)これ多し。村々において池を築かるべき事。⑫一(河南・河北ともに池底(=池の敷地。堤が崩れ荒廃した、もと
- 納あるべき事。 い、毛見(=作物の豊凶を調べること)なきの儀を以て、定田収③) 交合の後に結い定めらるの時は、村々に名主を定め、給分を賜

(箇条番号は引用者。以下同様)

り直しとそれに伴う支配体制の再構築」の実際の作業は、次のような手右の条々によれば、応永元~同三年の官省符庄に対する「大検注のや

順と方法をもって実施されたと考えられる。

- て、 検注は、 「本の村切り土帳」と照合しながら行う(第二条)。 奉行衆・地主・作人の三者が、揃って田頭に立ち会っ
- 検注対象は、 田・畠・在家の三種類である(第五条、 第六条)。

現作田と現作畠は、上・中・下の三等級に分類して、

新しい

は

 \equiv

「検注取帳」に記載する(第五条)。

び

- 四 てを たとえ荒・不作・新田・新畠であっても、それらの情報のすべ 「検注取帳」に記載する(第二条)。
- $\widehat{\underline{\mathcal{H}}}$ 在家の検注に際しては、もし家がなくなっていても、そこがも

ح

「免家」のあった跡であれば、「検注取帳」

に記載する

(第六条)。

- **分** はない(没収してもよい)(第八条)。 い。ただし、昔からの荒れ野を新しく開発した場合は、この限りで 「水入りの田・畠」を新田・新畠だと言って没収してはならな
- 七 あくまで一村を単位として行う。また、その配分数は、延元年中の 配分数と同じである。 (第四条)。 田・畠の「結い直し」は、村々の田・畠を考え合わせた上で、 従って配分先の新設や配分数の増減はない
- (八) たとえ荒・不作の田 極力、計算に入れる(第七条)。 ・畠であっても、 「結い直し」 の時には、
- (九) 検注した在家は、寺僧らに「免家」として再配分する。再配分 と「免家」のあった跡に懸けるべき所役は、 にあたっては、もと「免家」のあった跡も計算に入れる。なお、 (第六条)。 同地の地主に負担させ b
- $\frac{1}{0}$ 事銭を賦課する(第五条) 現作田と現作畠には、 等級に応じて、 斗代を定め、 かつ、 公
- (一一) 検注と「結い直し」とが終わった段階で、 その人を年貢・公事収納の責任者とする。また、「名主」に 村々に 「名主」 を

わずに、 は給与を支払う。なお、今回の 定田から一定額の年貢・公事を徴収することにする 「結い直し」の後は、「毛見」は行 **第**

の後、これらの手順と方法に則って、 $\widehat{\underline{}}$ 「結い直し」が行われるのである。 「結い直し」、及びその後の年貢・公事徴収の手順と方法である。 (六) は大検注の手順と方法であり、 村々の田・畠・在家の大検注、 他方、 七 5 (- - : 及

にとっては、現作田・現作畠から等級・面積に応じて徴収される年貢 主金剛峯寺に対する二大負担であった。 公事銭と、 ちなみに、右の(九)・(一○) から窺われるように、官省符庄の住民 在家ごとに賦課される「免家」 の所役 (公事) とが、 庄園領

●官省符庄大検注の日程

三方ともに、 する諸村は、 部)・下方 (=狭義の下方。 の大部分と橋本市の西北部) さて、 官省符庄の大検注は、 応永元年一一月二一日を吉日として始まった。(25) 現かつらぎ町東北部と高野口町の一部) ・河南方 同庄河北方(=狭義の上方。 (現九度山町北部と橋本市の一 現高野口 河北方に属 の

を含む)、神野々村 大野村、清水村 (名倉を含む)、小田村、 (山田を含む)、 田原村、 名古曾村 中村、 伏原村 (吉

の八か村、河南方に属する諸村は

畑山村 (学文路出作分を含む)、 九度山村、 結縁寺 (=慈尊院) 村

丹生河 (=入郷) 村、

の四か村、 田井田 (=東飯降) 村、中飯降村、西飯降 (=妙寺) 村、 下方 (=狭義の下方) に属する諸村は

市原村、 大畑村、

丁ノ町村、大藪村、大谷村、佐野村、嵯峨谷村、竹尾村、

表 1	官省符庄下方	「検注取帳	酯
24		17X/L4X1X 1	- STC-

作成年・月/日	「検注取帳」名	典拠
応永 1・11/28~12/18	田井田 (=東飯降) 村・中飯降村・西飯降 (=妙寺) 村在家帳	II —494
応永 1 · 12/01~12/02	中飯降村畠帳	Ⅱ —531
応永 2 · 10/27~11/08	市原村田帳、同村畠帳	Ⅱ-535、536
(応永 2)	市原村在家并新畠帳	Ⅱ —537
応永 2 · 11/22~11/24	大谷村田帳、同村畠・在家帳	II 548、549
応永 2・11/28~12/01	佐野村畠・在家帳	Ⅱ 551
応永2・12/04~12/06	平原・瓦屋 (= 西柏木) 両村畠帳、同両村在家帳	Ⅱ570、571
応永 2・12/07~12/08	中柏木村田帳、同村畠・在家帳	II 567、568
応永 2・12/08~12/11	東柏木村田帳、同村畠・在家帳	II —563、564
(年月日未詳)	東柏木村在家帳	II565
応永 2・12/12~12/13	井手・広野村田・畠・在家帳	Ⅱ561
(応永2) 12/13~12/14	短野村田・畠・在家帳	II559
応永 2・12/18~12/21	嵯峨谷村田・在家帳	II553
応永 3・03/01~03/02	嵯峨谷村畠・在家帳	II554
応永 3・03/-	竹尾村畠・在家帳	II556
応永 3 ・03/05	大畑村畠・在家帳	II —557
(年月日未詳)	兄井島田帳	Ⅱ—575
応永 3 ・03/06~03/11	兄井島畠・新畠帳	II576

- * 典拠欄の数字は、注(12)所引・『かつらぎ町史 古代・中世史料編』の章―史料の番号である(表2~表7の場
- ** なお、年月日未詳の「官省符庄下方(広義)田畠・在家帳目録」(Ⅱ─518) によれば、この他に、田井田村田帳、 同村畠帳、中飯降村田帳、西飯降村田帳、同村畠帳、丁ノ町村田・畠・在家帳、大藪村田・畠・在家帳、佐野村田帳、 平原・瓦屋両村田帳、大畑村田帳、各1帖が作成されたことが知られる。
- *** また、前掲「官省符庄下方(広義)田畠・在家帳目録」には、この表1の「大谷村田帳、同村畠・在家帳」計 2 帖は「大谷〈田帳・畠帳・在家帳 已上一帖〉」と記され、同様に「平原・瓦屋村畠帳、同村在家帳」計 2 帖は「平 原・瓦屋〈……畠帳・在家帳一帖〉」と、「中柏木村田帳、同村畠・在家帳」・「東柏木村田帳、同村畠・在家帳」・「東 柏木村在家帳」の計5帖は「〈東・中・西〉柏木〈田帳・畠帳・在家帳 已上一帖〉」と、それぞれ載せられている。

1に付した**の項を参照 二三帖のみを表中に記載。

まず応永元年の一一月下旬から一二月中旬にかけ

上の表1によれば、官省符庄下方において

注取帳」 ら同

が作成されている

(ただし、

現存する計 ような

未発見分については表

三年三月までの間に、

次の表1の

検

つまり、

中旬の農繁期と年末~正月の年越し・年初め

の竹尾 がわかる。 にかけて、 そして最後に、 村・ 嵯峨谷村の未了分の調査と「山村分」 下方地域の検注は、 大畑村・兄井島の検注が行われたこと 同三年の三月一日から同月一一日 三月下旬~ 一〇月

短野、

嵯峨谷の各村の検注が、それぞれ行わ

大谷、

佐野の各村

この検注、 中柏木、

及び

村

讪

郷

の平原、

瓦屋、

東柏木、

井手・広野

日にかけて、

紀ノ川流域の市原、

丁ノ町、 Щ

われ、

次に同一

一年の一〇月二七日から一二月二一

田井田、

中飯降、

西飯降の三か村の検注が行

査を終えている。 月中に、 月ごろに、 二月中旬に、それぞれすべての田 このうち、下方においては、 そして、 一七か村である。 また河南方の諸村については さらに下方の諸村については同三年の 河北方の諸村につ Vì 応永元年一一 ては同 ・畠・在家の 同三年 年 · の 二 月か <u>。</u>

瓦屋(=西柏木) 短野村、 井手・広野村、 平原 東柏木村、 (=広浦ヵ) 中柏木村、 村

の

の

事繁忙期とを避けて、一○月下旬~年末と三月上旬とに限って実施さ れたために、すべての調査を終えるのに足掛け三年かかったことが理解(3) されるのである(ただし、 実際の調査期間は約六か月間である)。

6 検注目録 一の作成

には、 ③面積(一反=三六〇歩で計算)、④狭町(=区画) 等級 取帳 作人(=作職の所持者。年貢納入責任者)名などが、また「在家帳」 主職の所持者。加地子と呼ばれる地代を収取する権利を持つ者) このうち、 次の表2のような「検注目録」が作成されている(ただし、作成年月の (区画) 田 つづいて、応永三年(一三九六)二月ごろから同年七月ごろにかけて、 一字ごとに、在家の、①屋敷地の面積、 島・ 項では、 (上・中・下の三等級)または荒・不作などの耕地状況、 その帳面限りの $\widehat{\parallel}$ 名などが、それぞれ登録された。そして各「検注取帳」の末尾 「田帳」・「畠帳」・「在家帳」) に記録されたことを述べたが 在家が一村ごとに調査され、 「田帳」と「畠帳」には、一筆ごとに、 応永元年一一月下旬ごろ~同三年三月中旬に、官省符庄内 (すなわち、 一村単位の)集計結果が記載された。 それらに関する諸情報が ② 地 主 名、 田もしくは畠の、 数、 ③垣内(=在家 ⑤ 地主 ②所在地 名、 「検注 (=地 (1)

等目録」

さて、

これらの

完了していたと考えられる(応永三年八月「上方一○か村分田・分畠帳

Ⅱ―五○六・同月「官省符庄在家支配帳」Ⅱ―五○四〕

「検注目録」類によって整理・集計された、

官省符庄 および

在家の下地 (=敷地面積)

は、

次の表3のとおりである(ただし、

内の田

・畠・在家数、

田・畠にかかる分米・分麦高

(=租税額)

明らかなもののみを表中に記載した)。 注が終了した直後から作成が開始され 集計した)ものである。これらの「検注目録」 諸情報を、 これらの「検注目録」類は、一村単位の「検注取帳」類に記録された 和多「検注帳」二四、 (表2所引)〕、そして少なくとも応永三年八月までにはその作業が の二方単位に、「マロ 河北方・河南方・下方の三方単位、 同月二九日 円 カシ」た(=一つにまとめた、 「河南方四か村田・畠・在家数目 〔応永三年二月 もしくは上方・下方 類は、 恐らくは各方の検 「河南方畑山村田 整理・ **(広**

官省符庄「検注目録」一覧

作成年・月/日	「検注目録」名	典拠
応永 3 · 02/29	河南方4か村田・畠・在家数目録	Ⅱ—496
応永 3・05/-	上方10か村惣田数・分米目録	Ⅱ —497
応永 3・05/一	上方10か村惣畠数・分麦目録	Ⅱ —498
応永3・07/-	下方(広義)里坊・坊免注文	II —502
± >0412 12	された年日中主義ながら 「トキ10か材」	田粉日録し

(Ⅱ─524)、「上方(応永2年検注の河北方5か村分)田・畠・在家 数目録」(Ⅱ―495)、「下方(このうちの市原・丁ノ町・大谷・東柏 木・中柏木の5か村分) 畠・在家帳目安」(Ⅱ―519)、「下方(広 義) 在家帳」(Ⅱ-520)、「下方(広義) 在家垣内田数帳」(Ⅱ-521)、「下方(広義) 里坊・坊免除帳」(Ⅱ─522)、「上方10か村坊 免・里坊注文」(Ⅱ-529)、等々の「検注目録」類が作成されたこ とが知られる。

とおりである。 値を含む)。また、 表3からは て在家数は四五七字であったこと は四六三町四反 応永元年~同三年に調査・把握された官省符庄全体の現作田数 下方(広義)の在家数ならびに在家下地は、 一四〇歩、 現作畠数は一八二町一反一三九歩、 表 そし

(二) このうちの下方(広義)分の現作田数は二六二町三反七〇歩、 現作畠数は一二八町七反一九歩、そして在家数は二九九宇であった

		20 0	日小江小	4 24 12	30 30X 77 71	· // (C)	1120176	•	
地域名		田		畠		在家		nii din	
地域石	a田数	b 分米	c 不作	d 畠数	e 分麦	f不作	g在家数	h下地	典拠
A上方	201町 1反 70歩	716石 7斗 0升 3合 1勺	64町 7反90歩	53町 4反120歩	74石 0斗 2升 5合 8勺	27町 1反50歩	158宇	9町 1反 10歩	II —497、 498
B下方 (広義)	262町 3反 70歩	553石 6斗 0升 6合 6勺	不明	128町 7反 19歩	190石 7斗 1升 6合 5勺	不明	299宇	不明	II —509
C総計	463町 4反140歩	1270石 3斗 0升 9合 7勺	不明	182町 1反139歩	264石 7斗 4升 2合 3勺	不明	457宇	不明	II —513、 510、509

官省符庄の田・畠・在家数、分米・分麦高、在家下地 表3

- Ba は、Ca から Aa を減じた数値(Bb の数値の場合も同様)。
- Bd·Be の数値については、後掲・表6の注記**を参照。
- Bg の数値については、次掲・表4を参照。
- **** Cg は、Ag に Bg を加えた数値。
- *** 本表の作成にあたっては、今井林太郎・注(2)所引論文から、多大の恩恵を蒙った。

が知られる。右の(五)・(六)は、 六五・四パーセントを占めること

(七) 下方 (広義) 分の在家数は、 官省符庄全体の在家数のうちの約

下方(広義)は、上方に比べて、上田の現作田全体に占める比率は

かなり小さいこと、

下方(広義)

は、

を示していよう。

ے ح

- (三) 官省符庄全体の現作田にかかる租税額は米一二七〇石三斗〇升 あったこと、 (33) 九合七勺、現作畠にかかる租税額は麦二六四石七斗四升二合三勺で
- (四) このうちの下方(広義)分の現作田にかかる租税額は米五五三 升六合五勺であったこと、 石六斗○升六合六勺、現作畠にかかる租税額は麦約一九○石七斗

等々のことがわかる。

また右の(一)~(四)からは

(五) 下方 (広義) の約五六・六パーセントを占めるのにもかかわらず、 分の現作田数は、官省符庄全体の現作田数のうち 同下方 **(**広

(六) 下方(広義)分の現作畠数は、官省符庄全体の現作畠数のうち 二・〇パーセントにのぼること、 にかかる租税額は、官省符庄全体の現作畠にかかる租税額の約七 の約七○・七パーセントを占め、かつ、同下方(広義)分の現作畠 租税額の約四三・六パーセントにしかすぎないこと 義)分の現作田にかかる租税額は、官省符庄全体の現作田にかかる

6分田支配

掲・表2参照)、その直後の同年六月上旬ごろから、 し」と呼ばれる、 惣畠数・分麦目録」とが作成されたことは前述したとおりであるが(前 (二) これ以後、「検注目録」類の完成作業と、「結い直し」作業とが を以て「検注目録」類の作成作業におおよその目途がついたこと、及び 五月九日「分田衆評定事書」Ⅱ―四九九)。このことは、(一) 同年五月 応永三年五月に「上方一○か村惣田数・分米目録」と「上方一○か村 寺僧らの供料地等の再配分作業が始まった(応永三年 いよいよ「結い直

同時併行的に行われていったことを示している。

「分畠支配」とも呼ばれた。けだし、

被配分者

ちなみに、

田

・畠の

「結い直し」という行為は、

田

る)」という意味である。そしていうまでもなく、この官省符庄内の

(供料収取者)別に「支配する(=区分けして手配りす

3

「検注取帳」

類に登録された田・畠 別名、「分田支配

・畠の「結い直し」=「分田支配」・「分畠支配」作業は、応永元年」

/ナギ) の大京製光がに大京下地

表 4 下方	(広義)	の在家数並びに	在家下地		
村名		典拠			
13 14	在家数	在家数 在家下地			
田井田	7字	4反210歩	П494		
中飯降	12字	6反240歩	同上		
西飯降	15字	1町 2反110歩	同上		
妙寺	35字	1町 3反 0歩	同上		
市原	16字	9反120歩	П —537		
丁ノ町	21字	3町 0反150歩	II542		
大藪	12字	(不明)	II520		
大谷	16字	9反240歩	II —519		
佐野・折居	25字	2町 0反220歩	II551		
平原	4宇	4反010歩	П571		
瓦屋	7字	4反050歩	同上		
中柏木	14字	1町 3反290歩	П —569		
東柏木	12字	1町 1反310歩	II —564		
井手・広野	6字	5反120歩	П —561		
短野	15字	1町 1反260歩	П559		
嵯峨谷	23字	1町 5反300歩	Ⅱ554		
竹尾	24字	1町 0反260歩	Ⅱ556		
大畑	18字	1町 0反200歩	П —557		
結縁寺	11字	1町 1反060歩	П—496		
丹生河	6字	5反160歩	同上		
小計	299字	(全体面積不明)			

る一村単位・一筆ごとの諸情報と、同三年二月~七月ごろの 方参照しながら遂行された。 方単位〔もしくは上方・下方 録」類で整理された同庄内の田・畠に関する河北方・河南方・下方の三 (広義)の二方単位)の集計結果とを、

双

月~同三年三月の「検注取帳」

類に記録された同庄内の田

・畠に関す 「検注

(端裏書) ところで、 前掲 「分田衆評定事書」には

応永三年六月九日の分田衆の御評定に云わく、 下方 六月九日事書」

所々の仏性(=仏聖、 田数を以て支配せらるべし。但し、上・中・下の三等分を以 仏餉) 灯油においては、 延元の支配の如

1

2 七反支配の事。二十村平均二口宛てに、これを結わるべし。 支配あるべき事の 残る所は、 大村に結い入れらるべき事 但

らば、今度の支配に漏れらるべきの由、 符を、来る十一日に分田衆中に持参せしむべき事。 諸堂の預・承仕 (=雑用を勤める下級僧侶) 下知あるべき事 は、 。もし無沙汰あ 仏性灯油の切

ばれる役人(=金剛峯衆徒)たちが、とあって、この日、実際の「分田支配」作業を担当する「分田衆」と呼とあって、この日、実際の「分田支配」作業を担当する「分田衆」と呼

- に)上・中・下田を均等に組み合わせるべきこと、ぞれの仏・神事の費用の配分に当たっては、(公平を期するための場合と同様に、具体的な田数を示して配分すること。また、それ(一) 山上・山下の堂塔・寺社の仏・神事の費用は、延元年間の配分
- (i) 「トーに引」には近り、 だりをもり 「質」ないによった、りための費用は、一村につき二口ずつ、口数を示して配分すること、(二)「七反支配」と呼ばれる、金剛峯寺「諸堂の預・承仕」たちの
- べきこと、 務する諸堂の「仏性灯油の切符」を「分田衆」のところまで持参す(三) 「分田支配」に先だって、金剛峯寺の「預・承仕」たちは、勤
- (即) 同様に、官省符庄の「庄官・所司」たちも、自分たちの給分を(四) 同様に、官省符庄の「庄官・所司」たちも、自分たちの給分を

等々のことを決めたことが知られる。

に支配あるべし。支配の員数においては、延元年中の配分数に任④一 この度、結い直さるの時は、村々の田・畠を勘え、村切り次第ここからは、前掲・元中元年「金剛峯寺衆徒一味契状」第四条に、

のである。

人の語らいを得て、新募・増減あるべからざる事、

すべし。色を易え篇を易えて、山上・山下の神社・仏寺・人用等

と決議されていたことと同様の方針が窺えよう。すなわち

の配分数と同じであること、(ア) 今回の「分田支配」の配分数は、延元年間の「分田支配」の際

るべきこと、(イ) また、その「分田支配」は、あくまで一村を単位として行われ

との二大方針が、そのまま踏襲されていたことがわかるのである。

さらに、この「分田衆評定事書」からは

組み合わせるべきこと、(ウ) 被配分者間の公平を期するために、等級の異なる田地を均等に

を第三の基本方針としたことが知られる。(34)

さて、応永三年(月日未詳)「官省符庄分田支配用意注文」(Ⅱ─五一て示した「受給者証」(正文)であったと考えられる。切符」とは、延元年間の「分田支配」の際に、被配分者(供料収取者)ちなみに、第三、四条にみえる「仏性灯油の切符」・「庄官・所司の

画であったと推察される。すなわち、上納される費用(=「宗家御得分」・「東寺役田」など)に充当される計三斗三升三合の大部分は、恐らくは金剛峯寺座主(=東寺一長者)側にちなみに、次の三つの理由によって、このうちのE「残分」の四○石

一三)に、(一) 応永三年(月日未詳)「官省符庄仏聖・人供田数注文」(Ⅱ―五

已上五十四丁七反大 一 山下分 宗家御得分より井料田に至るまで

表 5 官省符庄の分田支配

費目	①上方	②下方 (広義)	③ (①+②)
A所々仏聖灯油田にて支配分+仏聖灯油 供にて支配分	11口 + 6 町 3 反220歩	7.5口 + 3町3反(ママ)	1 口 3 石 0 斗 6 升 6 合 7 勺 (8 反) × 18.5口+ 37石 0 斗 2 升 0 合 8 勺 (9 町 6 反300歩) = 93 石 7 斗 5 升 4 合 7 勺
ア奥院仏聖	2 🏻		
イ奥院新仏聖		1口	
ウ奥院(常灯)	2口+6反		
エ御影堂(仏聖・常灯)	2口 + 6反	2 🏻	
才御社仏聖	2 □		
カ御社(常灯)	2 口 + 6 反 40歩		
キ准胝堂(仏聖・灯油)	1口 +1町2反 20歩		
ク千手堂仏聖灯油		1口 + 6反	
ケ慈尊院毎月御影供田・同仏供田	1町5反		
コ慈尊院油田	3 反120歩		
サ慈尊院五大力田	1 反		
シ慈尊院塔供僧修理米加定		1.5□	
ス勝利寺(仏聖)	2 反340歩		
セ仁王会油田	1反 60歩		
ソ新堂家鎮	300歩		
タ上津山箕座室田仏聖田	2 反		
チ福勝寺仏聖田	1 反		
ツ神通寺仏聖田	6 反 60歩		
テ神通寺12月晦日夜神祭礼田		120歩	
ト天野経所常灯田		1町9反 40歩	
ナ天野常灯田		2口 + 6反	
ニ飯垣祭田		1 反200歩	
B山上・山下供数418口+山上・山下人 供田にて支配分			1口2石5斗2升×418口+13石4斗1升2 合(4町5反220歩)=1066石7斗7升2合
ア人供	192口(山上僧)**	181口(山 上·山 下 人 供)***	
イ食堂承仕		1反 80歩	
ウ三方(河南・河北・下方)定使	1町2反 40歩		
エ三方官物使		6 反	
才所司	30口(高坊 3 口・田所 3 口・亀岡 3 口・岡 2 口・ 幸徳丸 3 口・大野 3 口・ 大野 3 口・小田 3 口・埴 坂七郎 3 口・曾和 3 口・ 不明 1 口)**		
カ庄官	13口(惣執行6口・田所 5口・河南執行1口・河 北執行1口)**		
キ公文代	1口+1町**	1口 + 5反***	
ク(不明分)	(1町1反100歩)****		
C七反支配 (承仕供) 分	18□	15□	1口2石0斗6升×33口=67石9斗8升
D四郷(五殿)山籠不足分	1 □**		1石4斗7升
E残分			(40石 3 斗 3 升 3 合)
ア上御供田	(5口)****		
イ正別当御分	(2□)****		
ウ小別当分	(2□)****		
エその他			
F総計			分米1270石 3 斗 0 升 9 合 7 勺

^{*} この表 5 は、応永 3 年 (月日未詳)「官省符庄分田支配用意注文」(Ⅱ-510)・同「官省符庄分田支配注文下書」(Ⅱ-511) の 2 通をベースとして作成 した。また必要に応じて、応永 3 年 (月日未詳)「官省符庄上方分田支配注文」(Ⅱ-527) 及び同年 6 月24日「官省符庄下方(広義)諸色口数等目録」 (Ⅱ-500)を援用した。

^{**} 前掲「官省符庄上方分田支配注文」援用部分。

^{***} 前揭「官省符庄下方(広義)諸色口数等目録」援用部分。

^{****} 上方か下方(広義)か、配分地域名不明。

(中略)

東寺役田

巴上二十丁五反半四十歩

らの取り分)」と「東寺役田」とが入れられていること。家御得分(=東寺一長者とその側近・配下である山上別当・小別当とあって、官省符庄の仏聖・人供の分田田数の計算のうちに、「宗

(三) 前掲・「官省符庄分田支配用意注文」の「山上・山下供数 四目が掲げられているが、これが恐らくは前掲・「官省符庄仏聖・人目が掲げられているが、これが恐らくは前掲・「官省符庄仏聖・人目が掲げられているが、これが恐らくは前掲・「官省符庄仏聖・人目が掲げられているが、これが恐らくは前掲・「官省符庄仏聖・人」の項に、

も、これを入れず、この他に、上御供田五口・正別当御分二口・小別当分二口ある

されていた可能性が高いこと。口」は、同「分田支配用意注文」のE「残分」中の費目として予定とあって、これらの「上御供田五口・正別当御分二口・小別当分二

筆者は、かつて、

剛峯寺諸衆一同の手に渡っている、剛峯寺諸衆一同の手に渡っている、明本寺諸衆一同の手に渡っている、 (一)四九 (中略)。たとえば寛元~弘長 (一二四三~六四)年間、別当あるいは御目代 (ともに東寺一長者側の人物であると考えられる)は、同荘内の田地等の相論に関する裁判権、および同荘内の田地等の相論に関する裁判権、および同荘内ののである。けれども少なくとも文永五年までに、それらの権限は金のである。けれども少なくとも文永五年までに、それらの権限は金のである。けれども少なくとも文永五年までに、それらの権限は金のである。けれども少なくとも文永五年までに、それらの権限は金のである。けれども少なくとも文永五年までに、それらの権限は金のである。

と述べたことがあるが、右に記した事実は、応永三年段階に至るや、東

なっていたのである。 米の約三・二パーセント)の分米しか取り分のない得分権だけの領主に 州の官省符庄における実力は、同庄の総分米一二七○石三斗○升九合七 側の官省符庄における実力は、同庄の総分米一二七○石三斗○升九合七 は、ことを雄弁に語っていよう。すなわち、応永三年当時、東寺一長者 なっていたのである。

●分島支配

うに計画されたことがわかる。
○九)によれば、官省符庄内の畠地は、次の表6のように再配分するよ八)・同年九月 日「官省符庄下方(広義)畠支配注文下書」(Ⅱ―五次に、応永三年九月五日「官省符庄上方畠支配目録」(Ⅱ―五○

ことが知られるのである。 ことが知られるのである。

――の脳裏に、田地を為本とする考え方が濃厚にあったことを示してい ――の脳裏に、田地を為本とする『分田衆』・「分畠衆」と呼ばれる役人たち は、当時の金剛峯寺衆徒ら――ヨリ具体的には、実際の「分田支配」・ に立て代田」等に対する分田の不足を補うために用いられていることで な文代田」等に対する分田の不足を補うために用いられていることで ここで、特に注目されるのは、(Hア「入寺供・山籠供」に宛てられ ここで、特に注目されるのは、(Hア「入寺供・山籠供」に宛てられ

表 6 官省符庄の分畠支配

		T	
費目	①上方	②下方 (広義)	備考
A除分			
ア諸院家坊免・里坊46宇	3 町 4 反220歩		1 宇平均=約271歩
イ庁番衆家21宇	7 反310歩		1 宇平均 = 約135歩
ウ免家102宇(ママ)	5町1反		1 宇平均 = 180歩
B惣執行免家下地不足分入立畠		7 反240歩	惣執行の歎願に依って費目に加える。
C所々仏聖灯油田不足分	1 町 6 反150歩	11町0反175歩	
ア御影供米田不足入立畠		5 町 1 反350歩	
イ金堂常灯田不足分入立畠		1町0反30歩	
ウ万灯会油田1町3反の分に入立畠		3 町 0 反255歩	
工准胝堂仏聖灯油田不足畠入立		3 反 60歩	
オ慈尊院常灯不足分	7 反 50歩		
カ慈尊院壇供田 1 反10歩の分入立畠		4 反 20歩	
キ仁王会壇供油田不足に入立畠		1町0反180歩	
ク仁王会五大力田 2 反の内不足 1 反分 入立畠	2 反230歩		分田不足分(1反)を畠で補う。
ケ天野神田 1 反150歩除入立畠	3 反150歩		
コ天野宮夜灯畠	3 反 80歩		
D散在畠支配分(福勝寺・戸谷・飯垣 宮・庁番衆・山下預方々支配分)		1町6反180歩	
E方々両切入立分	1町1反290歩		
F香畑3村下畠分		1町7反170歩	
G 紙免田 5 反分入立畠		1町1反	
H人供			
ア入寺供・山籠供	41町2 反110歩 (入寺供94口分) 5町2 反200歩 (山籠供24口分)	92町6 反284歩 (入寺供170口分+ 山籠供48口分+不明5 口分=223口 分。また上記の数 値のうちの4 反 120歩は上方の畠 = Hイ①で補う)	入寺供 1 口平均 = 約 4 反139歩 山籠供 1 口平均 = 約 2 反68歩
イ下方(広義)の入寺供・山籠供補完 分	4 反120歩		
ウ夏衆給分畠		19町2反	兄并島にあり
工慈尊院承仕1口分	1町6反 70歩		
オ上方公文代1口+1町の内5段分	9 反140歩		分田不足分 (5反)を畠で補う。
カ下方(広義)公文代田不足 5 反分に 入立畠		9 反170歩	
I 残分	4 反 60歩 (Hイ①を除いた 数値)		
J不明分	140歩		
K 総計	62町5 反130歩 (在家下地9町1 段10歩を加える)	129町1反139歩 (在家下地を除く)**	

^{*} この表 6 は、応永 3 年 9 月 5 日「官省符庄上方畠支配目録」(II-508)・同年 9 月 日「官省符庄下方(広義)分畠支配注文下書」(II-509) の 2 通に依拠して作成した。

なお、上方の畠 4 反120歩に見合う分麦を求める計算式は、分麦(入寺供・山籠供等223口分)133石 9 斗 8 升 6 合 9 勺 1 才× 4 反120歩 ÷ 下地畠(入寺供・山籠供等223口分)92町 6 反284歩、である(以上、いずれも前掲・「分畠支配注文下書」に出てくる数値)。

^{**} 前掲・「官省符庄下方(広義)分畠支配注文下書」には、下方(広義)の総現作畠数は129町 1 反139歩である旨が記されている。けれども、この数値には、上方の畠 4 反120歩が含まれている(表 6・Hア②欄参照)。したがって、下方(広義)の実際の総現作畠は128町 7 反19歩であると考えられる。

よう。

❸在家支配

表7のように再配分するように計画されたことが知られる。符庄在家支配帳」(Ⅱ─五○四)によれば、官省符庄内の在家は、次の「官省符庄上方畠支配目録」(Ⅱ─五○八)、そして同年八月 日「官省同「官省符庄下方(広義)在家帳」(Ⅱ─五二○)、応永三年九月五日 さらに、年月日未詳「官省符庄上方坊免・里坊注文」(Ⅱ─五二九)、

再配分するように計画されたことがわかるのである。免家」に二四一字、Cb「山下分の免家」に六九字、等々に、それぞれ免・里坊一○○字と庁番衆家三五字とを除外した上で、Ca「山上分のすなわち、表7から、官省符庄の総在家数四五七字は、諸院家の坊

【史料E】には、次のような特色のあることが知られる。在家支配帳」(以下、【史料E】と称す)とを比較・対照してみると、四。以下、【史料D】と呼ぶ)と、前掲・応永三年八月 日「官省符庄ところで、今、延元二年九月三日「官省符庄在家支配帳」(Ⅱ―四四

- (二) 【史料E】に掲げられている免家の費目数(表7・Cの費目欄(一) 【史料E】に掲げられている完家の費目数(表7・CaアーCaクに該当する部分を指す)の免家領知者の合計を、「都合山上 上分 二百三十八人」と記しているが、これは【史料D】に載せられているそれらのである。
- れらとは、所々で一致しないこと。たとえば、【史料D】では、「山数と費目別免家数は、【史料D】において実際に配分されているそ(二) しかしながら、【史料E】において実際に配分されている費目

照されたい)。(二三八字)であるが、【史料E】における実際の「山上・上分」の免家領知者(免家数)の合計は二二二人(二二二字)にしかすぎな免家領知者(免家数)の合計は二二二人(二二二字)にしかすぎな上・上分」の免家領知者(免家数)の合計は、文字通り二三八人上・上分」の免家領知者(免家数)の合計は、文字通り二三八人

(三)【史料E】における実際の費目別免家配分数の総計は三一○宇

- 此して、全体として減少しているのは、表7・C aイ~C aエの箇四)【史料E】において、実際の費目別免家配分数が【史料D】に字の約九六・〇パーセントに当たる。【史料D】の免家配分数三二三字の約九六・〇パーセントに当たる。 であって、【史料D】における実際のそれ(=総計三二三字)よりであって、【史料D】における実際のそれ(=総計三二三字)より
- 少が一三宇減と際だっている。
 のは、表7・Caイ~Caエの箇所であること。つまり、Caイ~Caエは、全体としては一六字少所であること。つまり、Caイ~Caエは、全体としては一六字少比して、全体として減少しているのは、表7・Caイ~Caエの箇(四)
 【史料E】において、実際の費目別免家配分数が【史料D】に
- る。のうち、とくにCbウ~Cbオの費目の新設が目を引くところであめること。つまり、Cbは、全体としては三宇多くなっている。こD】に比して、全体として増加しているのは、表7・Cbの箇所で(五) 逆に【史料E】において、実際の費目別免家配分数が【史料

ことが看取できよう。 と【史料E】との比較・対照からは、次のような

- たしたこと(達成度は約九六・〇パーセントである)。と費目別免家配分数を、極力、踏襲しようとし、その目的をほぼ果(ア) 応永三年の免家の再配分は、延元二年の免家配分の際の費目数
- 峯寺内)の有職分(=阿闍梨位以上の地位)の僧侶たちに与えられ(イ) 未達成分約四パーセントのしわ寄せは、特に高野山上(=金剛

表7 応永3年(1396)の官省符庄の在家支配

典拠・備考 費目 在家数 A諸院家坊免・里坊 100字 II -529, 520 上方=46字、下方(広義)=54字 II -508, 520 B庁番衆家 35字 上方=21字、下方(広義)=14字 C免家 322字 II ---504 「延元支配」 * = 323字 「延元支配」=257字 a 山上分 241字 ア検校執行 15字 「延元支配」=90人各1字 89字 イ有職免89人 ウ入寺免111人(有職分入寺55人+ 「延元支配」=123人(有職分入寺 111字 入寺分入寺56人) 68人+入寺分入寺55人) 各1字 「延元支配」=6人各1字 エ三昧6口の内、3口 3字 1字 オ年預免 カ行事免 1字 1字 キ大蔵預免 1字 ク修理行事免 19字 ケ奥院預免、その他 69字 「延元支配」=66字 b山下分 ア神通寺供僧3人 3字 イ慈尊院三昧 6 人 6字 2字 「延元支配」=0字 ウ河南執行 エ河北執行 2字 |「延元支配」=0字 「延元支配」=0字 オ下方執行 1字 17字 カ惣執行免家 キ田所分 10字 「延元支配」 = 7字 ク所司8人 8字 「延元支配」=8人計10字 ケ上方公文代 1字 1字 コ下方公文代 3字 サ御供所 「延元支配」=河南執行目代1人 シ五人沙汰人の内、河南執行目代1 4字 1字・河北執行目代1人1字・下 人・下方執行目代1人・惣堂達2 方執行目代1人1字・惣堂達2人 2字、計5字 ス山下修理行事、その他 9字 「延元支配」=1字 セ山下壁墜 (慈尊院) 0字 「延元支配」=河南・河北・下方 ソ三人官物使の内、河南一人・河北 2字 1人 計3人計3字 12字 c 不明分** 457字 D総計

* 「延元支配」とは、延元2年9月3日「官省符庄在家支配帳」(Ⅱ—444) において配分され た在家数の略称である。ただし、応永3年の在家支配と異同がある場合のみ、注記した。

**このC c 「不明分」 = 12宇との数値は、前掲・応水 3 年 8 月 日「官省符庄在家支配帳」は未完成の帳簿である、とみた場合の数値である。けれども、この12宇は、結局のところ、免家としては配分できなかった可能性の方が大きいと考えられる(つまり、上記の「在家支配帳」が完成した帳簿である、とみた方が自然であると思量される)。その最大の根拠は、「有職分入寺(=阿闍梨位以上の僧侶に与えられる入寺免)」が実際には「延元支配」に比して13宇少なく配されていることである(表7 · C a ウ欄参照。なお、この点については後述)。しかしながら今は、表7 の帳尻を合わせるために、一応「不明分」として掲載しておくことにする。

① 有職分の僧侶たちは、その全員が「有職免」と呼ばれる免家る入寺免を減らすことで相殺されたこと。【史料D】によれば、

及び、

を

人一字ずつ配分されたこと、

2

有職分の

僧侶たちの約七五・六パー

セントが、

「有職免」

各

が知られるが、【史料E】では、①の点は変わらないものの、②に一字にさらにプラスして、「入寺免」各一字を与えられたこと、

いては、

有職分の僧侶たちの約六一・八パー

セントしか

免」各一字を与えられていないことがわかるのである。

分を一部カットすることで解消したこと、そして、それにもかかわらず、 ト果たしたこと、その未達成分は金剛峯寺の上位の僧侶たちに対する配 つまり、 <u>한</u> まり、応永三手りもで、 対する免家配分を新設したことが注目される。 (4) とくに河南・河北・ に対する免家配分数は、 <u>1</u> 応永三年の免家の再配分は所期の目的を約九六・○パ のような状況が一方にありながらも、 延 元二年のそれに比して、 応永三年 下方の三方執行に 全体として Ó 山 セン

語っていよう。の)在地のしっかりとした把握(=統治)の方を、ヨリ重視したことをの)在地のしっかりとした把握(=統治)の方を、ヨリ重視したことをのである。このことは、当時の金剛峯寺が、寺内の上位の僧侶たちの実「山下分」に対する配分は極力、手厚くしたこと、などのことが窺える

とは、 九名、 屈指の大庄園として「再建」されたことを示唆していよう。 数・人数と、【史料E】において免家の配分を受けた有職分・入寺位 校・権少僧都・権律師・法橋上人位・阿闍梨位)の僧侶たちの定数は八 セント以上(三名)が、免家の配分を受けたこと、が判明する。このこ 七四・七パーセント(五六名)、そして三昧位の僧侶たちの一〇〇パー の有職分の僧侶たちの九八パーセント(八七名)、入寺位の僧侶たちの(⑴ 三昧位の僧侶たちの各人数とを比較すると、 衆徒一味起請契状」『高』之二、続宝二五―三一四など)。これらの定 数は二名程度であったと推定される(応永三一年正月一九日「金剛峯寺 ところで、応永三年当時の金剛峯寺の教団組織における有職分 室町時代初期に官省符庄が、まさしく金剛峯寺の屋台骨を支える 入寺位の僧侶たちの定数は七五名、そして三昧位の僧侶たちの人 【史料E】において、 現役

がって、応永三年時の在地把握は、 同様の人供に比しての) 云々とあって、 時よりも、 右の史料にみえる応永三年の山上・山下の人供の 応永三年の「結い直し」においては、 把握できた年貢総額が減少したことが知られる。 「准減」 率は、 延元二年時のそれに較べて、 七〇パーセントである。 延元二年の (延元二年時の ・明らか 結い ちな

> らば、 うことができよう。 切ったうえで、少なくとも延元二年時の七割方の年貢を確保した、とい を把握できなかったものの) のは、 こと金剛峯寺の衆徒らと官省符庄とに関する限り、 鎌倉時代の体制が寺領最高の支配段階であった、という前提に立つのは に後退した、ということができよう。けれども、このことを論じる時に、 「結い直し」において、 実に鎌倉時代末期であったからである。とすれば、 前述したように、 金剛峯寺の衆徒らは、 同寺衆徒らが当庄の実質的な支配権を掌握した 南北朝内乱という未曾有の危機をよく乗り (延元二年時ほどには年貢 誤りである。 応永三年の 何故な

❷応永三年の高野枡

単な説明を加えておくことにしよう。 さて以下、この枡の形状等について、あらためて紹介し、あわせて簡

(一) 形状と構造。

滅、及び口辺の磨滅によって必然的に生ずる枡目の減少を防ぐことに(=枡に盛った穀類を平らにならすのに使う棒)」の使用による口辺の磨「金伏枡」と呼んでいた。鉄板を打ち付ける目的は、主として、「斗概中世、口辺に鉄板を打ち付けた枡のことを、その構造上の名称として中世、口辺に鉄板が打ち付けられている。用材は檜と考えられる。

あった。

 $\stackrel{\text{(1)}}{=}$ 寸法・容積

チ)で、現在の枡に換算した容積は、およそ七合一勺強である。 内法は方四寸八分 (約一四・五センチ)・深さ二寸(約六・一 セン

的にそのようなものとなったのは、江戸幕府が枡の全国的な統一を行っ のことを指すことはいうまでもない。けれども、「一升」枡がほぼ普遍 た寛文年間(一六六一〜七三)より後のことである。 現在、「一升」枡といえば、文字どおり一升(現行)の容積を持つ枡

中世の庄園・公領制下にあっては、枡には、使用目的に応じて、 基本

1 庄園単位の年貢米 (麦 の収納に用いる「庄升」 的に

2 計量し直すための「領主算用升」 諸庄園から納められる年貢米 (麦) を庄園領主のもとで一括して

領主米(麦)の支払い・配分に用いる「下行升」

前後が多く、 いるのが普通であった。つまり、 の三種類があり、これら三種類の枡は、名目上は同じ「一升」枡では 七合一勺強であったということは、この枡が「庄升 (=年貢収納枡)」 たり前であったのである。宝蔵寺から発見された枡の現枡換算容積が約 あっても、それぞれの枡の容積は、その用途に応じて、むしろ異なって であった可能性の大きいことを示していよう。 「領主算用升」、「下行升」は、それより順に小さいのが当 「庄升」の場合は現枡換算容積で八合

外側四面の陰刻銘。 次のとおりである (Ⅱ—五○七)。

応永三〈丙子〉

八月

Н

年預(花押

行事 (花押

預(花押)大吉

応永三年(一三九六)八月とは、すでに前掲・五 「『検注目録』 の作

> を示している。 た時である。 成」の項で述べたように、官省符庄の「検注目録」の作成作業が完了し 右の陰刻銘は、当枡が、この時に作られたものであること

八月 それとが一致する。 明し、このうち大法師良喜の花押は、同文書のそれと、当枡に刻まれた て、 寺の自治上、大きな役割を果たした三沙汰人の役職名である。応永三年 の中から選任される)とは、金剛峯寺の諸衆集会評定の幹事として、 また、年預・行事・ 年預=阿闍梨静円、行事=入寺覚遍、預=大法師良喜との僧名が判 日の「官省符庄上方分田・分畠帳等目録」(Ⅱ─五○六) によっ 預 (=前掲・「諸堂の預」とは別の役職で、 同

のである。 収納枡の公定枡としての権威を維持し、 乱していったことに対する、庄園領主側の並々ならぬ努力の現れであっ 史料上に登場してくる。そしてこの「判枡」の出現は、中世の庄園・公 呼んでいた。中世における「判枡」 た。すなわち、 領制下の本来的な量制が、南北朝内乱期を一つの画期として、次第に混 中世、 枡に花押が陰刻、 庄園領主側は、 もしくは墨書された枡のことを、 「判枡」によって、失墜しつつある年貢 は、 かつ、 南北朝時代に至って、はじめて 量制を統一しようとした 「判枡」

り直しとそれに伴う支配体制の再構築」に際して作られたものであった。 右にみたような歴史的位置をもつ「判枡」である、 の権威を象徴する三沙汰人の花押が刻まれていた。 そして当枡の外側四面には、その作製された年月日とともに、 当枡は、 前述したように、 応永元~同三年の官省符庄の「大検注のや ということができよ その意味で、 金剛峯寺 当枡も

介を行った。その結果 以上、 宝蔵寺から発見された「一 升 枡の形状等について、 簡単な紹

7 当枡は、構造上からは 「金伏枡」と呼ばれるべき枡であり、 機

の陰刻銘からは「判枡」と称されるべき枡であること、能上からは「庄升(=年貢収納枡)」の可能性が大きく、そしてそ

作られた、官省符庄内の量制の統一をめざす枡であったこと、(イ) また当枡は、金剛峯寺が官省符庄を「再建」しようとした際に

私たちに、・・ののかになったことと思う。すなわち、当枡の発見は、などのことが、明らかになったことと思う。すなわち、当枡の発見は、

ここ、ちなみに、前掲・応永三年六月「官省符庄百姓等申状案」の第三九条

候事、 一 御舛の事、昔の如く山上・山下に御判を以て、お定めあるべく

のことであったのかもしれない。
不明である。もしかすると、それは延元二年(一三三七)の大検注の時下明である。もしかすると、それは延元二年(一三三七)の大検注の時間、すなわち、金剛峯寺が最初に当庄内の「判枡」を制定した時期はわれたものであったことが知られる。ただし、「昔の如く」といわれるとあって、このような「判枡」の制定は、同庄百姓等の要請を受けて行

ように理解すべきであろうか。 ところで、この枡が東柏木地区の宝蔵寺般若蔵に伝来したことをどの

在として、宝蔵寺の般若蔵に細々と生き残るに過ぎなくなったのではあられるのではないだろうか。つまり、当枡は、室町時代初期には、官省られるのではないだろうか。つまり、当枡は、室町時代初期には、官省られるのではないだろうか。つまり、当枡は、室町時代初期には、官省の必要性が薄らぎ、その結果、同村有財産や宝蔵寺什物からは汚外の存めったが、近世、当地域が紀州藩領柏木村の一部となるに及んで、当枡の必要性が薄らぎ、その結果、同村有財産や宝蔵寺什物からは均の存るとして、宝蔵寺の般若蔵に細々と生き残るに過ぎなくなったのではあい。けれども、一つの可能性として、次のようなことはできない。けれども、大田の本のではあります。

るまいか、と。

かつらぎ町史編集委員・田村和士氏の記憶によれば、同氏が子供のこかつらぎ町史編集委員・田村和士氏の記憶によれば、同氏が子供のこる。

何とならば、現在の宝蔵寺の本尊が阿弥陀如来であるからである。場所としていた可能性がある。さらに、応永二年一二月の「東柏木村田場所としていた可能性がある。さらに、応永二年一二月の「東柏木村田は」(Ⅱ─五六三)等の「地主」欄に、「アミタ堂」なる記載が散見されるが、室町時代初期、東柏木村の「名主」は、この「村堂」を当枡の保管なお、宝蔵寺は、もと東柏木村の「村堂」であった可能性がある。まなお、宝蔵寺は、もと東柏木村の「村堂」であった可能性がある。ま

おわりに

の解明がまだほとんど出来ていないことを痛感する。費やし、かつ、殊更に先学の卓説をあげつらいながらも、特に次の三点テムの構築過程、及びその在り方を史料的に再確認した。多くの紙数を剛峯寺の同寺領紀伊国官省符庄に対する「分田・分畠・在家支配」シス以上、一〜九に亘って、一四世紀末〜一五世紀中葉における高野山金

再構築」が、何故、応永元年(一三九四)の一一月から実施可能に一) 官省符庄に対する「大検注のやり直しとそれに伴う支配体制の

なったか。それを可能にした政治情勢の微視的な検討。

- を主体的に作成した形跡がまったくないのは何故か。 大検注・「結い直し」において、金剛峯寺側が村ごとの「名寄帳」(二) 現存する官省符庄関係史料による限り、応永元~同三年の同庄
- られたのか。この点に関するヨリ説得的、かつ合理的な説明。(三) 何故、「分田支配」・「分畠支配」というような面倒な方式が採

則って行われたと考えられるが、同「契状」第一三条に、「金剛峯寺衆徒一味契状」に定められている諸原則に、おおよそ伴う支配体制の再構築」の実際の作業は、元中元(一三八四)年応永元~同三年の官省符庄に対する「大検注のやり直しとそれに

(中略)

存在しない。 を作成した、とも考えられるが、そのことを直接に証明する史料は 剛峯寺奉行衆(検注使)たちの協力をも得て、村ごとの「名寄帳」 じめとする人びとが、円滑な年貢・公事収納事務遂行のために、金とあることからすれば、あるいは、応永初年に村々の「名主」をは

いであろうか。の、恐らくは最大の手がかりである、ということができるのではなの、恐らくは最大の手がかりである、ということができるのではな

今後、右の(一)・(三) の課題ともども、ヨリ広く、ヨリ深く検討し

註

ていきたいと思う。

1

- のち日本歴史学会編『日本古文書学論集』第九巻、吉川弘文館、一九八七年、b「室町時代の高野山領庄園について」(『ヒストリア』二四、一九五九年。a「中世末期の高野山領鞆淵庄について」(『日本史研究』二八、一九五六年)。
- 集』同事業会、一九七二年)。 d[室町時代の高野山領荒川庄について」(『赤松俊秀教授退官記念国史論
- (2) 「高野山領紀伊国官省符莊」(神戸大学文学会『研究』三五、一九六五年)。
- 「『寄にてき己を(女をき事)」は、「もにしき)。(3) a 「庄園制下における村落の形成――高野山領紀伊国荒川庄について――」
- b「中世後期の郷村制について――高野山領荒川庄を中心に――」〔『埼玉大〔『埼玉大学紀要(教養学部)』四、一九六八年〕。

学紀要(教養学部)』七、一九七二年]。

- 一九七三年)。 ――」(豊田武教授還暦記念会編『日本古代・中世史の地方的展開』吉川弘文館c「中世後期における年貢 減免闘争の展開――高野山領荒川庄を中心に
- 領庄園の支配と構造』巌南堂書店、一九七七年)。 d「高野山権力と農民の動向――中世後期の荒川庄――」(豊田武編『高野山
- (『日本史研究』一一二、一九七○年)。(4) a「中世後期の高野山領荘園支配と農民──紀伊国鞆淵荘のばあい
- b「紀伊国荒川荘の領主と農民」(『史林』五六―二、一九七三年)
- 『高野山領庄園の支配と構造』巌南堂書店、一九七七年)。(5)「中世高野山領荘園の支配方式――官省符荘を中心として――」(豊田武編)
- 初出は一九八一年)。(6) 「室町期名手荘の地主と作人」(同『中世寺社と荘園制』塙書房、一九九八年、
- | 大学院紀要(文学)』二四、一九九三年〕。| (7) 「高野山の大検注について――紀伊国荒川庄を中心として――」〔『國學院大学

- シ) 熱田(公・注(1)所引り論文(『ヒストリア』 二四)二七頁
- (9) 小山靖憲・注(6)所引論文一〇五~一〇六頁。
- 群をも俎上に載せて)再検討する必要が生じている。(1) たとえば、応永元~同三年(一三九四~九六)の官省符庄に対する「大検注の(1) たとえば、応永元~同三年(一三九四~九六)の官省符庄に対する「大検注の(1) たとえば、応永元~同三年(一三九四~九六)の官省符庄に対する「大検注の

- 番号、三七は、当該章ごとに付された史料番号である。則として同書に拠り、出典を単に、V―三七、の如く表記する。Vは同書の章(12) 和歌山県伊都郡かつらぎ町、一九八三年。以下、官省符庄関係史料の引用は原
- 4) 言管守上可と方(後生)者すり「食主長」頁ひをくが、まご捌削されていない。 ○ □ は、同史料紹介所掲の各帳簿に付された史料番号である。 紹介から史料を引用する場合は、出典を、和多「検注帳」 □ ○、の如く表記す13)『高野山大学密教文化研究所紀要』 一~三、一九八四~八八年。以下、同史料
- 〔注(13)所引・『高野山大学密教文化研究所紀要』第三号の目次参照〕。(14) 官省符庄河北方(後述)諸村の「検注帳」類の多くが、まだ翻刻されていない
- 年)第二、第三章を参照されたい。(15) 以上、詳しくは山陰加春夫『中世高野山史の研究』(清文堂出版、一九九七
- 1) 原漢文。ルビ、及びパーレン内の注記は引用者。以下同様。
- 五、一九九八年)五四頁。(18) 高橋 修「史料紹介 官省符庄百姓等片仮名書申状案」(『日本史研究』四二

- ○年〈一八三九〉完成)第五輯(巻之四八)九八頁など〕。
 一一月一六日条、『紀伊続風土記』(臨川書店、一九九○年復刻。原本は天保一一月一六日条、『紀伊続風土記』(臨川書店、一九九○年復刻。原本は天保一 社」の拝殿)において、「山王院御祭」が行われる日である〔和多秀乘編「西南(9) ちなみに、一一月一六日は、金剛峯寺伽藍内の山王院(=地主神を祀る「御(9) ちなみに、一一月一六日は、金剛峯寺伽藍内の山王院(=地主神を祀る「御
- 峯寺衆徒一味契状」の第一一条の条文に基づいて実施されたと考えられる。(21) なお、この神通寺における百姓らの誓約は、前掲・元中元年一二月七日「金剛
- される(前掲・元中元年「金剛峯寺衆徒一味契状」第九条)。 じていること)」とを勘案して「清撰(=精選)」された人びとであったと思量(22) ちなみに、当該・奉行衆らは、「器用(=才能)」と「故実(=規定・慣例に通
- 帳」を指すか。(23) 以前に作成された村ごとの基礎台帳。あるいは延元二年に作成された「検注取
- 家」の語義に、「定在家」の語義が付加されており、事実上、在家一般を指し示味している。つまり、金剛峯寺領庄園の場合、「免家」なる語は、通常の「免在座園領主(金剛峯寺)全体に対する公事負担が免除されるかわりに、その金剛庄園領主(金剛峯寺)全体に対する公事負担が免除されるかわりに、その金剛庄園領主(金剛峯寺)全体に対する公事負担が免除されるかわりに、その金剛庄園領主(金剛峯寺)とは免公事在家の略称で、通常は、庄官や在地寺社に公事の(24)「免家(免在家)」とは免公事在家の略称で、通常は、庄官や在地寺社に公事の

す言葉として使用されていると考えられる。

- される〔富沢清人・注(16)所引著書五四頁〕。帳」(=基礎台帳)の後に作成される「検注目録」(=収取台帳)によって確定(25)「定田」は、年貢・公事徴収の対象となる田地のこと。その定田数は、「検注取
- 法大師空海の御忌日である。(26)「(河北方)大野村田・畠・在家帳」(和多「検注帳」二一)表紙にも、「応永元年〈庚戌〉霜月廿一日、斯を始む」とあり、また「(河南方)結縁寺村田・畠・(26)「(河北方)大野村田・畠・在家帳」(和多「検注帳」二八)冒頭に、「応永元年(26)「(河北方)大野村田・畠・在家帳」(和多「検注帳」二八)冒頭に、「応永元年(26)
- (27) 「上方」という地域名には、河北方の八か村を指す場合(広義の呼称法)と、この八か村に河南方の結縁寺・丹生河両村をプラスした一九か村を呼ぶ場合(広義の呼称法)との、二通りの使い方が見られる。以下、狭義の呼称法の場合には「河北方」と記し、広義の呼称法の場合には単に「上方」と載せることにする。また、「下方」という地域名にも、同様に広・狭両義の二通りの使い方が見られる。以下、狭義の呼称法の場合に七か村を指す場合(狭義の呼称法の場合には、河北方の八か村に河南方の結縁寺・丹生河両村をプラスした一〇か村を呼ぶ場合(広元の八か村に河南方の畑山・九度山両村をプラスした一〇か村を呼ぶ場合(広流)には「下方(広義)」と載せることにする。
- に後掲・表1を参照。(28) 注(13)所引・『高野山大学密教文化研究所紀要』第二~第三号の目次、並び(28) 注(13)所引・『高野山大学密教文化研究所紀要』第二~第三号の目次、並び
- ニテヲわ(畢)んヌ」と記されているのである。
 「嵯峨谷村田・在家帳」の末尾には、「(応永二年は) 佐賀谷(=嵯峨谷)の詳細な調査については翌年(応永三年) 回しにされたようである。表1所の詳細な調査については翌年(応永三年) 回しにされたようである。表1所(2) なお、このうちの嵯峨谷村については、年末になってしまったために、この年(2) なお、このうちの嵯峨谷村については、年末になってしまったために、この年(2)
- 第二~第三号の目次参照〕。を避けて実施されている〔注(13)所引・『高野山大学密教文化研究所紀要』30) 河北方、河南方両地域の検注も、同様に、三月下旬~一○月中旬と年末~正月
- (31) 富沢清人・注 (16) 所引著書二二、五一頁。
- の田・畠・在家田畠が計三一筆(この内、地主職・作職併有は一九筆)記され村田・畠・在家帳」(和多「検注帳」二八)には、大野村の最有力者「大野殿」りも多かった可能性が高い。一例を挙げると、応永元年(一三九四)の「大野ちなみに、実際の官省符庄内の田・畠・在家数は、これら表3、4の数値よた限りでの数字であり、その限りでの分析である。

- 井林太郎・注(2)所引論文九九頁]。 五升、上畠=麦一斗七升、中畠=麦一斗五升、下畠=麦一斗二升であった〔今(3) ちなみに、現作田・畠の斗代は、上田=米五斗、中田=米四斗、下田=米二斗
- 今井林太郎氏の、 今井林太郎氏の、 今井林太郎氏の、 今井林太郎氏の、 (供料収取者)の直接統治」の問題は、ほとんど含意されていない。その意味で、 のが、その供料地を直接に統治する」という意味、つまり「個々の被配分者 のが、その供料地を直接に統治する」という意味、つまり「個々の被配分者 のが、その供料地を直接に統治する」という意味、つまり「個々の被配分者 のが、その供料地を直接に統治する」という意味、つまり「個々の被配分者 のが、その供料地を直接に統治する」という意味、つまり「個々の被配分者 のが、その供料地を直接に統治する」という意味、つまり「個々の被配分者 のが、その供料収取者)の直接統治」の問題は、ほとんど含意されていない。その意味で、 今井林太郎氏の、

度であったということができる、
田支配は年貢米の配分を形式的に土地に割当てたに過ぎない擬制的な給田制田支配は年貢米の配分を形式的に土地に割当てたに過ぎない擬制的な給田引との間には直接的な支配関係が結ばれることはなかったといえる。従って分との間には直接的な支配関係が結ばれることはなかったといえる。従って分ようなことをせず、村毎に名主を定めて収納に当らせることにしていた。こようなことをせず、村毎に名主を定めて収納に当らせることにしていた。これが年貢の徴収についても分田主が直接分田地に赴いて作人から取立てる

面倒な方式が採られたのか、大きな謎は残ったままである。 として配分してしまう」〔小山靖憲・注(6)所引論文一○六頁〕というようなとし、これを領主権の構成者である寺僧や荘官らに知行地(供料地──引用者)というような方式、すなわち、「すでに検注の段階から特定の田畠を指定いるということができよう。ただ、それにしても、何故、「分田支配」・「分畠という指摘〔今井林太郎・注(2)所引論文一○二頁〕は、おおむね当を得て

筆者は、かかる面倒な方式を採った精神的な理由として、今のところ、次の

一点を考えている。すなわち、

- 自覚を持たせること。
 田畠(又は作人)から上がる年貢・公事銭によって賄われています」といった
 諸情報)を明記することによって、被配分者に「あなたの供料は、どこそこの
 受給者証。後述)」に、受給額の源泉地たる特定の田畠(及びその田畠に関する
 受給者証。後述)は、受給額の源泉地たる特定の田畠(及びその田畠に関する
- 平性を納得させること。 (二) そのような明記を行うことによって、被配分者それぞれに、配分の公

できよう。 できよう。 このうちの(二)については、「先の点***1***(=学侶集会評定の幹事)(中略)、 にいった事態の出来を、極力、防止することを目的としていた、ということが できよう。

の二点を考えている。すなわち、また、かかる面倒な方式を採った実際的な理由としては、現在のところ、次

- 之四、又続宝二―四)に、たとえば、応永六年(一三九九)八月七日「相賀南庄公文弘澄請文」(『高』たとえば、応永六年(一三九九)八月七日「相賀南庄公文弘澄請文」(『高』(一)に関連して〕(三) 在地からの年貢・公事銭収取をヨリ確実にするため。
- 地下において糾明せしめ、催促仕るべし、 一 三供僧御方より仰せ出さる御年貢未済の事は、おのおの御切符を給わり、

とあるのが、その証左の一つである。

- 銭配分をヨリ簡便に(よりシステマチックに)するため。 〔(二) に関連して〕(四) 以後の被配分者(供料収取者)に対する年貢・公事
- 又続宝七三―一三四一) ①応永七年(一四○○)一○月一九日「諸衆評定事書」第一条(『高』之六、の(四)については、次の三史料の文章がその可能性を示唆していよう。
- り臈次に任せて、支配あるべき事。 相賀南庄新在家十五間の事。彼の三供僧の内、護摩・新学の衆、一時
- ②前掲・明徳三年五月二〇日「学侶(=学衆。狭義の学侶)評定事書案」第

けなくんば、ただ切符なき臈次に当てらるべきの事。 において、御所持の切符の臈付け、当座にてこれあるべし。もしなお臈付ところ、今に無沙汰の条、然るべからず。所詮、明後日〈廿二日〉御集会ところ、今に無沙汰の条、然るべからず。所詮、明後日〈廿二日〉御集会ところ、今に無沙汰の条、然るべからず。所詮、明後日〈廿二日〉御集会の任免を記載した帳簿、の意か)無沙汰たるの間、新補の仁の切符これなの任免を記載すること、またはそ

(前戦)

の支配帳を以て交合あるべき事。名字の下に切符の臈を書き付けらるべし。切符所持なき仁については、本名字の下に切符の臈を書き付けらるべし。切符所持なき仁については、本名字を書き立て、承仕を以て催促あるの時、面々の

後略)

右の②③の文章からは、当時の学衆間に、(a)「任日」、(b)「(臈付けされた)切符」、(c)「供料」の三者はそれぞれに対応すべきものである、といった極めた決まれば、その「旗付け」に見合う供料は自動的に確定する、といった極めい被配分者(供料収取者)の仁躰に変更が生じても、その仁躰の「臈付け」さい被配分者(供料収取者)の仁躰に変更が生じても、その仁躰の「臈付け」された)切符」、(c)「供料」の三者はそれぞれに対応すべきものである、との共通た)切符」、(c)「供料」の三者はそれぞれに対応すべきものである、との共通た)切符」、(c)「供料」の三者はそれぞれに対応すべきものである、との共通

④前掲·寬正二年八月一七日「学侶若衆評定事書案」第三条

の由、任日に載せらる。(後略)くに依って、供僧の闕如を補わんがために、鏡円房の跡へ聖賢房昇進する一(鏡円房の鞆淵の供、隅田に書き改めらるの間、鞆淵の供これ飽(=空)

なお、以上の点については、別稿において詳細に論じることにしたい。

数と口数とが併用されたことがわかる。書」(Ⅱ─五一一。以下、【史料B】と称す)等を参照するならば、実際には田吏配の如く、田数を以て支配せらるべ」きことが定められていたが、この「分田配の如く、田数を以て支配せらるべ」きことが定められていたが、この「分田配。如く、田数を以て支配せらるべ」きことが定められていたが、この「分田の加」の「別田の東部定事書」の第一条では「所々の仏性灯油においては、延元の支

料C】に載せられている「仏聖灯油(上方分)」の堂塔・寺社別の実際の配分田れている「仏聖灯油(上方分)」の堂塔・寺社別の配分予定田数・口数と、【史文」(Ⅱ―五二七。以下、【史料C】と呼ぶ)とを比較すると、【史料B】に記さまた、右の【史料B】と、応永三年(月日未詳)「官省符庄上方分田支配注

ている数値(=配分予定の田数・口数)を採用した。数・口数とは、所々数値が違っている。表5には、便宜上、【史料B】に記され

別の配分田数・口数の異同は、次のとおりである。ちなみに、【史料B】・【史料C】間の「仏聖灯油(上方分)」の堂塔・寺社

町五反一一〇歩慈尊院毎月御影供田・同仏供田……【史料B】=一町五反、【史料C】=一慈尊院毎月御影供田・同仏供田……【史料B】=一町五反、【史料C】=一反御影堂に経理・常灯)……【史料B】=二口+六反、【史料C】=二口御影堂(仏聖・常灯)……【史料B】=二口+六反、【史料C】=二口

神通寺仏聖田……【史料B】=六反六○歩、【史料C】=六反九○歩「三会油田……【史料B】=一反、【史料C】=一反八○歩新堂家鎮……【史料B】=三○○歩、【史料C】=一反八○歩を墓尊院油田……【史料B】=三反一二○歩、【史料C】=三反一三○歩を墓尊院油田……【史料B】=三反一二○歩、【史料C】=三反一三○歩

(36) 山陰加春夫・注(15)所引著書七八頁。

(37) なお、観応元~同二年(一三五〇~五一)の「東寺凡僧別当記」・「高野東寺一長者が支配権を有していた庄園は官省符庄の支庄である四郷のみであり、東寺一長者が支配権を有していた庄園は官省符庄の支庄である四郷のみであり、東寺一長者が支配権を有していた庄園は官省符庄の支庄である四郷のみであり、東寺一長者の官省符庄における権力の失墜が応永三年段階に至って初めて起東寺一長者の官省符庄における権力の失墜が応永三年段階に至って初めて起東寺一長者の官省符庄における権力の失墜が応永三年段階に至って初めて起東寺一長者の官省符庄における権力の失墜が応永三年段階に至って初めて起東寺一長者の官省符庄における権力の失墜が応永三年段階に至って初めて起いたことが知られる〔山陰加春夫・注(15)所引著書二二〇頁〕。これらのことは、東寺一長者の官省符庄における権力の失墜が応永三年段階に至って初めて起東寺一長者の官省符庄における権力の失墜が応永三年段階に至って初めて起東寺一長者の官省符庄における権力の失墜が応永三年段階に至って初めて起東寺一長者の官省符庄における権力の失墜が応永三年段階に至って初めて起いていたことを示していよう。

ある。 ちなみに、室町時代初期以降の東寺一長者と四郷との具体的な関係は不明で

- 二頁]。 山麓の在家を住いにあてたもの」のこと〔今井林太郎・注(2)所引論文一一(38) 「里坊」とは、高野「山上の院坊・寺僧が冬期の間寒気のひどい山上を避けて
- 「三頁」。 に当っていた有力な地主層」の在家のこと〔今井林太郎・注(2)所引論文一(3)「庁番衆家」とは、庁番殿原と呼ばれる「政所庁に勤番して荘内の治安取締り
- (4) 当時の官省符庄の庄官は、惣執行=高坊殿、田所執行=田所殿、河南執行=岡

とができよう。 ということを、その具体的な内容としていたということができよう。 にプラスして)与える、ということを、その具体的な内容としていたということができよう。

ていたのかもしれない。

古なみに、田所殿に対する延元二年時の免家配分は七字であったが、この応むたい、前述の下方執行に対する免家一字の付与といい、応永三年の免家の再配分では一○字に増加している(表7・Cbキ欄参照)。このたまなみに、田所殿に対する延元二年時の免家配分は七字であったが、この応

- 官(=元検校・前検校)二名にも、免家各一字が配分されている。 (三元検校・前検校)二名にも、免家各一字が配分されている。 では、(「史料D」における場合と同様に)退役した有職分の僧侶である前、 (三料E」の作成時には、ともに既に金剛峯寺の教団組織を離脱していた可能性 「史料E」の作成時には、ともに既に金剛峯寺の教団組織を離脱していた可能性 「史料E」の作成時には、ともに既に金剛峯寺の教団組織を離脱していた可能性 「中科E」の作成時には、ともに既に金剛峯寺の教団組織を離脱していた可能性 「大阪の有職分の僧侶の内では、舜聖房と空覚房の二名だけが免家の配分を受け ことになる。なお、【史料E】の僧侶である前、 「大阪大三年八月」日、死 では、「一下校・前検校)二名にも、免家各一字が配分されている。
- わり検注」であった、ということができるかもしれない。代末期であった」という点からすれば、延元二年の大検注は、事実上の「代替)」ちなみに、「同寺衆徒らが当庄の実質的な支配権を掌握したのは、実に鎌倉時
- 歴史』二、一九八〇年)において、既に述べたところである。) 以上の点は、山陰加春夫「室町時代初期の高野枡について」(『かつらぎ町の
- 高橋 修·注(18)所引紹介五五頁。
- 倉期」と解しているが、筆者は、前掲・八「在家支配」の項の末尾で、) 高橋 修氏は、同氏・注(18)所引紹介五五頁において、この「昔」を「鎌

あった、という前提に立つのは、こと金剛峯寺の衆徒らと官省符庄とに関すけれども、このことを論じる時に、鎌倉時代の体制が寺領最高の支配段階で

|述べたこれと同様の理由をもって、「昔一=「延元る限り、誤りである、

性がヨリ高いと考えている。と述べたことと同様の理由をもって、「昔」=「延元二年の大検注の時」の可能

- (46) 山陰加春夫・注(43) 所引紹介四二頁。
- (行) 応永三年(一三九六)二月三日の「金剛峯寺小集会衆一味契状」(「高野山勧学である。

た)「名寄帳」群」の作成作業と同時併行的に行われた可能性がある。
及び「分田・分島・在家各支配帳」〔=いわば寺家の(年貢等配分を目的とし及び「分田・分島・在家各支配帳」〔=いわば寺家の(年貢等収取を目始された可能性がある。またそのような「名寄帳」〔=庄家の(年貢等収取を目始された可能性がある。またそのような「名寄帳」〔=庄家の(年貢等収取を目始された可能性がある。またそのような「名寄帳」(=庄家の(年貢等収取を目から開た)「名寄帳」の作成(もしそのような作業が行われたとすれば)河南方の検注が終了した)「名寄帳」(もしている)「名寄帳」の「名寄帳」の「名寄帳」の「名寄帳」の「名寄帳」の「名寄帳」

(高野山大学文学部、国立歴史民俗博物館共同研究員)

(二〇〇二年六月七日受理、二〇〇二年一〇月四日審査終了)

Shoen Configuration in the Early Muromachi Period: Kongobu-ji Ryo Kiinokuni Kanshofu-sho

Yamakage Kazuo

At great deal of valuable research has been conducted into the daikenchu (major land surveys) of shoen under Kongobu-ji temple on Mount Koya at the end of the 14th Century and the mid-15th Century, and on the bunden / bunbata / zaike-shihai based on the surveys. However, the research to date has not made a sufficient distinction between the Kongobu-ji's bunden / bunbata / zaike-shihai system (system for allocation of payments to monks and other shoen officials) and the annual tributes and levies that should have been paid in respect of that income.

This paper starts with an awareness of that issue, and examines the process of construction of and approach taken for the bunden / bunbata / zaike-shihai system for Kongobu-ji's Kinokuni Kanshofu-sho at the end of the 14th Century for the purpose of reconfirming the historical records, and presents the findings as a research note.

The largest topic that emerged clearly through the investigations in this paper is that as far as can be seen from the existing historical records relating to the Kanshofu-sho, in the "Repeat of the Daikenchu and associated reconfiguration of the control system" for Kanshofu-sho for the period from Oei 1 to Oei 3 (1394–1396), there is no evidence at all of the Kongobu-ji side having autonomously make nayose-cho census lists for each of the villages. This indicates the possibility that the work of making the nayose-cho was performed by the myoshu and other people. Furthermore, this also implies the possibility that the work of compiling the nayose-cho (the nayose-cho used for the purpose of collecting tributes, etc.) and the work of compiling the Kenchu lists by the Kongobu-ji side, and the work of compiling the bunden / bunbata / zaike-shihai lists (the "nayose-cho" for the purpose of distributing tributes, etc.) were carried out in parallel.